

「県内一斉商品量目立入検査」を実施しました。

県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施しています。

平成30年6月～8月に実施した検査の結果は、次のとおりです。

1 立入検査の概要

- (1)実施期間 平成30年6月27日から8月2日まで延べ20日間
- (2)実施区域 県内 5市3町
- (3)対象事業所 スーパーマーケット、食料品小売店等 計31事業所

2 商品量目の検査結果について

(1)検査数及び不適正商品の状況

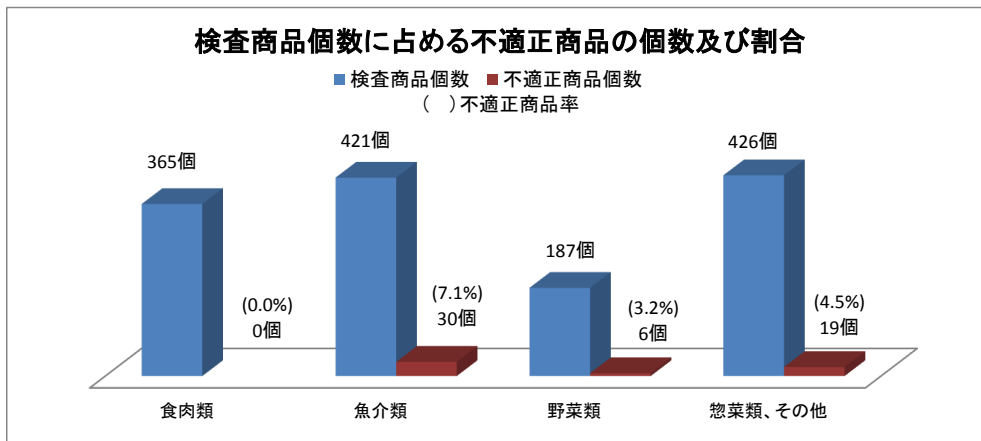
検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
県(1市3町)	7事業所	1事業所	181個	1個	0.6%
特定市(4市)	24事業所	7事業所	1,218個	54個	4.4%
合計	31事業所	8事業所	1,399個	55個	3.9%

※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所をいいます。

※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定める許容誤差(量目公差といいます。)を超えている商品をいいます。

(2)商品分類別の不適正商品の状況

商品分類	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
食肉類	365個	0個	0.0%
魚介類	421個	30個	7.1%
野菜類	187個	6個	3.2%
惣菜類、その他	426個	19個	4.5%
合計	1,399個	55個	3.9%



(3)不適正商品の原因

不適正商品55個の主な原因は、計量時に風袋量が適正に設定されていなかったことによるものでした。パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋(ふうたい)」といいますが、風袋は商品ではないので、内容量は風袋量を差し引いて計量しなければなりません。

また、乾燥等による自然減量やはかりの操作ミス等による計量などにも注意が必要です。

(4)不適正商品のあった事業所への対応

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し再計量を指示するとともに、適正な風袋量の設定等、正確計量の励行について指導しました。

また一部事業所に対しては再立入検査を実施し、改善状況の確認を行いました。

3 使用している「はかり」の検査結果について

(1)検査数及び「はかり」の使用状況

検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
県(1市3町)	7事業所	1事業所	40台	2台	5.0%
特定市(4市)	22事業所	0事業所	131台	0台	0.0%
合計	29事業所	1事業所	171台	2台	1.2%

(2)はかりの不適正な使用

はかりの不適正な使用の理由は、はかりの水平調整の不備によるものでした。

はかりは水平に置いて使用しなければ適正な計量が出来ずに誤った計量をする原因になります。

また、作業室の出入口付近や、空調設備の送風口近くでの計量は風の影響にも注意が必要です。

(3)はかりの不適正な使用の認められた事業所への対応

不適正な状態ではかりの使用が認められた事業所に対しては、水平の調整方法等適正な状態での使用を指導するとともに、はかりの使用環境の定期的な確認についても指導しました。